

新型コロナウイルス 政府対策基本方針関連情報-2（医療体制について）

2020年2月25日 14時26分（NHK報道）に基づく、全文概要まとめより抜粋

4. 医療体制

- まずは「帰国者・接触者相談センター」で連絡を受け、感染が疑われる場合には専用の外来窓口「帰国者・接触者外来」を紹介
- ウイルス検査を行ったうえで必要に応じて入院
- 医療機関で感染症に対応したベッドや人工呼吸器などの確保を進めるとともに治療法やワクチンなどの開発に取り組む
- 今後、地域で患者の数が大幅に増えた場合は一般の医療機関でも診療時間や動線を分けるなどの感染防止策を行ったうえで感染が疑われる患者を受け入れる
- それにあわせ重症の患者を多く受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に「帰国者・接触者外来」を段階的に縮小
- 症状が軽度である場合には自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した時にかかりつけ医などに相談したうえで受診させる
- 高齢者や持病がある人は重症化しやすいことからより早期・適切な受診につなげる
- 症状がない高齢者・持病がある人の継続的な医療・投薬は感染防止観点から電話による診療で処方箋を発行など、できるだけ医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する
- その上で重症者を優先的に受け入れる医療機関を決めるなど適切な体制を整備する
- 高齢者が利用する介護施設などで感染が疑われる人が出た場合には感染防止策を徹底するとともに重症化の恐れがある人を円滑に入院治療につなげる